1　登録番号　第17531号
2　登録年月日　平成21年２月26日
3　農林水産植物の種類
　Pelargonium zonale Group
4　登録品種の名称　シル　ウェンケ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　ウォルガング　ヘルマン　ジュリアス　シルゼ　ドイツ連邦共和国　ウェーナー―ハルテ　D―26826　ハルテ　36

1　登録番号　第17549号
2　登録年月日　平成21年２月26日
3　農林水産植物の種類
　Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　チェリーウィスパー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　渡邊大之　埼玉県北本市中央１丁目31番地　センチュリー北本404

1　登録番号　第17578号
2　登録年月日　平成21年２月26日
3　農林水産植物の種類
　Sutera Roth
4　登録品種の名称　ＤＡＮＣＯＰ20
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　Danziger-Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 50297 Israel

1　登録番号　第17585号
2　登録年月日　平成21年２月26日
3　農林水産植物の種類
　Symphoricarpos Duham.
4　登録品種の名称　コルグリープ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　ゲブルコルスター社　オランダ王国　2771ＸＲ　ボスコープ　レインネヴェルト　122ａ

1　登録番号　第17587号
2　登録年月日　平成21年２月26日
3　農林水産植物の種類
　Symphoricarpos Duham.
4　登録品種の名称　コルレッド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　ゲブルコルスター社　オランダ王国　2771ＸＲ　ボスコープ　レインネヴェルト　122ａ

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６１号
福島県岩瀬郡鏡石町中央210番地　セゾンハイツＦ―205
債務者　鈴木かおり（旧姓小湊・湯峯）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
福島県郡山市大槻町字原田93番地　県営住宅44棟009号
債務者　大村　由美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
茨城県取手市宮和田701番地10
債務者　兼坂　昭江
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
茨城県稲敷市鳩崎1556番地２
債務者　糸賀　幸雄
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘１丁目17番地14
債務者　藤井　和子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
茨城県取手市野々井218番地２、前住所茨城県常総市豊岡町乙1531番地20
債務者　中村　富雄
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
茨城県取手市野々井218番地２、前住所茨城県常総市豊岡町乙1531番地20
債務者　中村みどり
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
茨城県稲敷市椎塚1708番地７　本庄住宅２号棟、前住所茨城県つくばみらい市西ノ台17番地７
債務者　小川菜穂美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
栃木県真岡市飯貝2545番地
債務者　大滝加壽子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１５６０号
埼玉県川口市西青木４丁目１番23号　今井ビル401号
債務者　佐藤　洋子（旧姓照沼）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
福井県あわら市舟津第32号２番地１
債務者　横井　真澄
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３１号
福井県あわら市二面第44号25番地
債務者　岡崎　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福井地方裁判所民事部破産係